

福岡県医発第 1659 号（地）

平成 20 年 11 月 7 日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)



全国健康保険協会の設立に伴う自立支援医療の対応について

全国健康保険協会の設立に伴う自立支援医療の対応につきまして、別紙 1 のとおり厚生労働省より各都道府県へ通知が発出されておりますが、福岡県における対応につきましては、下記のとおり取扱う旨、福岡県福祉労働部障害者福祉課より連絡がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の対応は、あくまで、政府管掌健康保険の運営が社会保険庁から全国健康保険協会へ変更されることによる対応ですので、それ以外の医療保険の変更（例えば、政府管掌健康保険から国民健康保険への変更）の場合は、届出が必ず必要です。

記

1. 更正医療

各市町村の判断により対応が異なります。(別紙 2 参照)

2. 育成医療

政府管掌健康保険（政管健保）から全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）への負担上限月額の変更がない医療保険のみの変更に関しては、届出は不要です。

ただし、負担上限月額が変更される場合は、変更申請が必要となります。

3. 精神通院医療

政府管掌健康保険（政管健保）から全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）への負担上限月額の変更がない医療保険のみの変更に関しては、届出は不要です。

ただし、負担上限月額が変更される場合は、変更申請が必要となります。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



別 紙 1

事 務 連 絡
平成20年9月30日

各都道府県、指定都市、中核市
自立支援医療（精神通院・更生・育成）担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係長

全国健康保険協会の設立に伴う自立支援医療の対応について

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

現在、政府管掌健康保険（政管健保）については、社会保険庁で運営していますが、平成20年10月1日より新たに全国健康保険協会が設立、運営することとなり、これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険証への切り替えが行われることとなります。

これに伴い支給認定の変更手続きが発生することになりますが、事務の簡素化及び処理が円滑に行えるよう、自立支援医療の対応について下記のとおりお知らせしますので、遺漏なきよう取り扱うとともに管内の各関係機関への周知方及び事業の適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、各都道府県担当者におかれましては、管轄市町村担当者に本事務連絡を周知していただくよう併せてお願いいたします。

記

1 医療保険の変更のみの変更について

自立支援医療の支給認定事項である医療保険の変更があった場合には、障害者自立支援法施行令第32条及び障害者自立支援法施行規則第46条に基づき申請内容の変更に係る手続きが必要であり、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に交付している「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）別紙様式第2号自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）に記載している「被保険者証の記号及び番号」と「保険者名」の変更を行う必要が生じますが、本事例の「政府管掌健康保険（政管健保）」から「全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）」への変更に限り負担上限月額が変更しない場合においては、指定自立支援医療機関を含む各関係機関に対して、受給者証の医療保険に係る事項は変更しないとするを周知したうえで、こうした事項のみの変更手続きは不要としても差し支えないものとします。

2 負担上限月額が変更する場合について

今回の変更手続きに併せて職権で支給認定障害者等の所得状況を確認して負担上限月額の変更を実施する場合には、支給認定障害者等からの「自立支援医療費支給認定申請書（変更）（実施要綱別紙様式第1号）」、「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（実施要綱別紙様式第3号）」及び「その他支給認定に必要な書類等」の届出は不要としますが、各自治体において支給認定事項の変更を行った後に受給者証及び「自己負担上限額管理票（実施要綱別紙様式第4号）（以下「管理票」という。）」を新たに交付するようお願いします。ただし、個人情報保護等の観点から、受給者証等の記載内容が第三者に漏洩しないよう配慮願います。

また、現在支給認定障害者等が所持している受給者証及び管理票の取扱いについては回収する又は支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実に行うよう周知するなど適宜の方法を各自治体の判断で採られても差し支えないものとします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 平野・林
T E L : 03-5253-1111 (内 3057)
F A X : 03-3593-2008
Email : jiritsuiryou@mhlw.go.jp

政府管掌健康保険（政管健保）から全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）への保険変更に伴う市町村の「更生医療」に係る対応について

		政管健保から協会けんぽへの 医療保険のみの変更の届出		政管健保から協会けんぽへの 医療保険の変更により負担上限 月額が変更となる場合の申請	
市町村名		必要	不要	必要	不要
1	久留米市		○	○	
2	大牟田市		○	○	
3	直方市		○	○	
4	飯塚市		○	○	
5	田川市		○	○	
6	柳川市	○		○	
7	八女市		○	○	
8	筑後市		○	○	
9	大川市		○	○	
10	行橋市		○	○	
11	豊前市		○		○
12	中間市		○	○	
13	小郡市		○	○	
14	筑紫野市	○		○	
15	春日市		○	○	
16	大野城市		○	○	
17	宗像市		○	○	
18	太宰府市		○	○	
19	前原市		○		○
20	古賀市		○	○	
21	福津市		○	○	
22	うきは市		○	○	
23	宮若市		○	○	
24	嘉麻市		○	○	
25	朝倉市	○		○	
26	みやま市		○	○	
27	那珂川町		○	○	
28	宇美町		○	○	
29	篠栗町		○		○
30	志免町		○		○
31	須恵町		○	○	
32	新宮町		○	○	
33	久山町		○		○
34	粕屋町		○		○

別紙

政府管掌健康保険（政管健保）から全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）への保険変更に伴う市町村の「更生医療」に係る対応について

		政管健保から協会けんぽへの 医療保険のみの変更の届出		政管健保から協会けんぽへの 医療保険の変更により負担上限 月額が変更となる場合の申請	
市町村名		必要	不要	必要	不要
35	芦屋町		○	○	
36	水巻町		○	○	
37	岡垣町		○	○	
38	遠賀町		○		○
39	小竹町		○		○
40	鞍手町		○	○	
41	桂川町		○	○	
42	筑前町		○	○	
43	東峰村	○		○	
44	二丈町		○	○	
45	志摩町	○		○	
46	大刀洗町		○	○	
47	大木町		○	○	
48	黒木町		○		○
49	立花町		○	○	
50	広川町		○	○	
51	矢部村	対象者なし			
52	星野村		○	○	
53	香春町		○		○
54	添田町		○		○
55	糸田町		○		○
56	川崎町		○	○	
57	大任町	○		○	
58	赤村		○	○	
59	福智町		○	○	
60	苅田町		○	○	
61	みやこ町		○	○	
62	吉富町	対象者なし			
63	上毛町		○	○	
64	築上町		○	○	